

ロシア連邦によるウクライナ侵攻を非難する決議

ロシア連邦のプーチン大統領は、本年2月21日、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」および「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名するとともに、ロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」に署名し、両「共和国」との条約の批准、自国領域以外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連の措置を進めた。そして同24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始した。

これらはウクライナの主権を侵害するとともに国際法に違反する行為であり、断じて容認できるものではなく、重ねて核兵器による威嚇は許しがたいものがある。この影響はヨーロッパにとどまるものではなく、アジアを含む国際秩序を揺るがす重大な事態であり、非核平和都市を宣言する本市としても看過できるものではない。

よって本市議会は、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、厳重に抗議し、強く非難するとともに、ロシア軍が即時に、完全かつ無条件で撤退するよう強く求める。

政府におかれましては、国際社会と連携し、アジアを含む他の地域でも力による現状変更は決して許されないという意思を発信するとともに、あらゆる外交手段を駆使し、ウクライナをはじめとする国際社会の速やかな平和の実現に全力を尽くされるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

湖 南 市 議 会

全会一致で可決

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく公益社団法人で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

国においては、令和5年（2023年）10月に消費税に係る適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されている。

このインボイス制度が実施された場合、センターが発注者から受注した業務の請負によりセンターの会員に支払われる配分金には消費税が含まれているが、ほぼ全ての会員は免税事業者であるため、センターは仕入税額控除を行うことが出来なくなり、消費税相当額をセンターが新たに負担することになる。

個人事業者である会員が課税事業者として登録することは、制度上、高齢者にとって著しくやる気や生きがいを削ぎ、地域社会に貢献することや、ひいては活力低下をもたらすものと懸念する。

公益社団法人であるセンターの運営は「収支相償の原則」であることから余剰金はなく、新たな税を負担する財源が無いため、まさに運営上の死活問題であり存続の危機となっている。

会員への配分金は、月に平均8日から10日程度就業した場合、月額3万円から5万円程度という少額の収入しかないのが実態である。

こうした会員の手取り額をさらに減少させることなく、センターへの負担を強いるような事態を避け、引き続き安定的な事業運営が可能となるよう、国において会員への配分金をインボイス制度の適用除外とするなど、必要な下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1. センター会員への配分金については、インボイスによらないセンターの仕入税額控除を認める制度の導入等、インボイス制度の適用除外とするような措置を講ずることを強く要望する。
2. 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則り、就業機会を提供することなどにより高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているシルバー人材センターの安定的な事業運営に向けた必要な措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国税庁長官

全会一致で可決

上記意見書は公益社団法人シルバー人材センターより提出された請願第1号「シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援に関する意見書の提出を求める請願」の採択を受け、提出されたものです。